

日本観光ホスピタリティ教育学会機関誌 投稿規定

日本観光ホスピタリティ教育学会（以下本学会）の機関誌『観光ホスピタリティ教育(Annals of Tourism and Hospitality Education)』（以下本誌）に原稿を投稿しようとする会員は、以下の「投稿規定」ならびに「編集規定」「執筆要項」に従うものとする。

1. 投稿資格

- ・ 投稿者は本学会会員であることを要する(ただし、投稿年度までの会費完納者に限る)。
- ・ 共著の場合、筆頭著者は本学会会員であること。

2. 投稿対象の原稿区分

- ・ 本学会会員が投稿できるのは、編集規定に定める原稿区分のうち、「論文」「研究ノート」「教育実践報告」とする。

3. 重複投稿の禁止

- ・ 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
- ・ 他の学会誌や研究紀要などへの投稿原稿と著しく重複する内容の原稿を、本誌に並行して投稿することは認めない。

4. 原稿の提出

- ・ 投稿者は、投稿申込書1部と審査用原稿1部をPDFあるいはワードのファイルにて(PDFが望ましい)、本学会本部事務局に送付する。各号の投稿原稿の締切期日は『学会ニューズレター』および公式ウェブサイトにて告知する。
- ・ 提出された原稿は、原則として返却しない。

5. 審査用原稿の構成

- ・ 投稿申込書には、①希望原稿区分、②タイトル、③投稿者氏名・所属、④投稿者連絡先、⑤抜刷希望部数を記載する。
- ・ 原稿本体は以下の要領で準備する。
 - A 氏名・所属は記入しない。
 - B 記載する項目は、タイトル(和文・英文)、和文要約、キーワード(和文・英文)、目次、本文(図表を含む)、参考文献、英文要約とする。ただし、「教育実践報告」については、和文要約、キーワード(和文・英文)、参考文献、英文要約を記載しなくともよい。
 - C 「論文」「研究ノート」については、タイトル以下の本文においては、氏名や所属など、著者名を推定することが可能となる情報については、固有名詞を用いた直接の記述をせず、A・Bなどの記号などの特定できない形で原稿を作成する。掲載が決定された場合は、しかるべき記述に戻すものとする。なお、「教育実践報告」についてはその限りではない。

6. 執筆要項の遵守

- ・ 原稿は、別に定める執筆要項に従って作成するものとする。
- ・ 原稿の分量は、「編集規定」の定めに従わなくてはならない。

7. 使用言語

- ・ 投稿原稿の言語は日本語を原則とし、外国語で作成する場合は英語とする。
- ・ 母語以外の言語の原稿を投稿する場合は、必ず投稿言語を母語とする者から校閲を受けた上で、証明する書類とともに提出しなくてはならない。ただし、編集委員会が投稿された原稿を点検し、言語的な水準に著しく問題があると判断した場合には、投稿受付をせず執筆者に差し戻すことができる。
- ・ 原稿の英文タイトルについては、編集委員会において、ネイティブスピーカーによる校閲の手配を行う。
- ・ 編集委員会では、投稿者からの要望に応じて、英文要約のネイティブスピーカーによる校閲の手配・取り次ぎを行う。なお、校閲にかかる費用は投稿者が負担するものとする。
- ・ 英文要約について、編集委員会による手配を望まない投稿者は、ネイティブスピーカーによる校閲を受けたことを証明できる書類を提出するものとする。

8. 審査と結果の通知

- ・ 投稿された原稿について、編集委員会は必要な点検を行った後、「審査規定」に基づき審査の手続を行う。
- ・ 編集委員会は、投稿原稿の審査を担当する専門委員が決定され次第、「投稿受付通知」を執筆者に送付する。
- ・ 投稿された原稿の審査結果、修正の指示、ならびに採否の決定については、編集委員会が執筆者本人宛に通知する。
- ・ 原稿掲載が決定した場合、投稿者は定められた期日までに原稿のデータファイルを編集委員会に提出しなくてはならない。

9. 抜刷

- ・ 掲載原稿の抜刷を希望する投稿者は、投稿時に「投稿申込書」に明記の上、申し出るものとする。
- ・ 抜刷印刷費用については、投稿者が実費負担をするものとする。

10. 原稿などの提出先

- ・ 投稿原稿の提出先は、学会本部事務局とする。

(付則) この規定は、平成 17 年 1 月 22 日から施行する。

(付則 2) この規定は、平成 17 年 3 月 12 日に一部改訂し、施行する。

(付則 3) この規定は、平成 18 年 2 月 4 日に一部改訂し、施行する。

(付則 4) この規定は、平成 19 年 2 月 3 日に一部改訂し、施行する。

(付則 5) この規定は、平成 20 年 11 月 8 日に一部改訂し、施行する。

(付則 6) この規定は、平成 24 年 9 月 3 日に一部改訂し、施行する。

(付則 7) この規定は、平成 26 年 11 月 22 日に一部改訂し、施行する。

この規定の変更は、日本観光ホスピタリティ教育学会理事会の議を経ることを要する。